

白銅グループ人権方針

白銅グループは、事業活動を通して社会に貢献すること、そして商品やサービスを通じ、お客様やお取引先と共にあること、この姿勢を持続し、真摯に社会と向き合うことが大切であると考えています。白銅グループ人権方針（以下、「本方針」という。）は、この考えに基づき、私たちの人権尊重に対する責任を示したものであり、私たちの企業活動の根幹となるもので、白銅グループ各社の全ての役員・社員に適用されます。私たちは、企業活動において従業員、お客様、地域住民、ビジネスパートナー、株主・投資家など全てのステークホルダーの皆様と向き合い、人権に対するコミットメントを実現するために最大限の努力をすることを約束いたします。

本方針は、白銅グループの企業理念（経営理念・5つの約束・行動指針）を補完するものであり、全てのステークホルダーの皆様にも本方針を理解頂き、賛同頂くことを期待しています。

1. 人権尊重へのコミットメント

白銅グループは、「白銅グループの企業理念」に基づき、事業を通じて人権が尊重される社会の実現に貢献していきます。私たちは、企業活動全体を通じて潜在的あるいは顕在的、また直接的あるいは間接的に人権に対する負の影響を与える可能性があることを理解しています。私たちは、全てのステークホルダーの人権を侵害しないことに加えて、企業活動に関係する全ての方々の人権侵害が見過ごされないことに最大限の配慮をおこないます。

2. 人権尊重に関連した法令や規範の遵守

白銅グループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典※1」、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、「OECD 多国籍企業行動指針」等の、人権に関する国際規範を支持、尊重します。そして、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、事業活動や取引上で発生する人権に対する負の影響への対応を通じ、人権尊重の責任を果たす努力をしていきます。白銅グループは、事業活動を展開するそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。また、各国や各地域の法令と国際的に認められた人権との間に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、より高い基準を追求していきます。

※1：世界人権宣言、市民的政治的権利に関する国際規約、経済的社会的文化的権利に関する国際規約

3. 人権尊重の推進アプローチ

＜人権デュー・ディリジェンスの継続的な実施＞

白銅グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「人権デュー・ディリジェンスを事業活動に必要不可欠なプロセスとして組み込むことにより継続的に人権尊重へのコミットメントを遂行していきます。これにより白銅グループが直接的に人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは間接的に関与したことが明らかとなった場合には、社内外の然るべきプロセスを通じて適切にその救済・是正措置に取り組みます。実施した措置の効果については、継続的に検証を行い、公表していきます。」

白銅グループは、事業活動に関する既存の各方針やガイドラインに基づく取り組みを活用しながら、人権デュー・ディリジェンスを実施し、ステークホルダーの人権を尊重していきます。

＜お客さまの人権の尊重＞

白銅グループは、アルミニウムや銅、ステンレス等の非鉄金属をはじめとする様々な材料を提供しています。安全・安心な材料の提供は私たちの責務です。このため、私たちは商品の安全性に対する厳格な品質管理を行い、良品の提供に努めます。また、販売活動や事業運営において一切の差別を行わず、差別を助長するような行為も行いません。お客様との対話を通じて理解を深め、商品やサービス、コミュニケーションの改善に反映させていきます。

＜社員の人権の尊重＞

白銅グループは、従業員に関する各種方針や行動規範において、いかなる理由（性別、年齢、人種、信条、宗教、国籍、民族、障がいの有無、LGBTQ等）に基づく差別の禁止、多様性の尊重、安全な労働環境について定め、責任ある労働慣行を実現することにより、一人ひとりの人権が尊重され、高い意欲をもって働くことのできる企業であることを常に目指します。

＜ビジネスパートナーの人権の尊重＞

白銅グループは、材料調達先や加工会社などをはじめとする取引先を大切なビジネスパートナーと考え、労働者の権利を尊重します。また、ビジネスパートナーに対して、サプライチェーン上で影響を受ける人々の人権を尊重し、侵害しないよう求めています。

＜地域社会の人々の人権の尊重＞

白銅グループは、人権が尊重される社会の実現に向け、自らもその一構成員として貢献できることを理解した上で事業活動を行い、地域社会との共生を図ります。また、自社に限らずビジネスパートナーが地域社会の人々の人権に負の影響を与える場合には、これらのパートナーに対し、当社グループが有する影響力を適切に行

使し、人権を尊重し、侵害しないように求めています。

4. ステークホルダーとの対話・協議

白銅グループは、自社の事業活動が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し、対処・改善できるように、ステークホルダーと人権に関する課題を共有し人権尊重の取り組みを進めます。また、NGOをはじめとした社内外の専門家との協働に努めます。

5. 教育・研修

白銅グループは、事業活動に携わる全ての関係者が本方針を理解し、事業活動の全体において効果的に人権の尊重が行われるよう、継続的に適切な教育と研修を行っていきます。

6. 苦情処理メカニズムとモニタリング

白銅グループでは、各国・各地域において適用される法規制・ルール、更には本方針や社内規定に違反した、もしくは違反する可能性がある場合に通報できる苦情処理窓口を設置しています。私たちは、通報者の保護を最優先とし、報復やいかなる不利益を被らないようにします。また、継続的にモニタリングをおこない、問題の改善状況、更には本方針の順守状況も確認いたします。

7. 情報開示

白銅グループは、本方針に基づく一連の取り組みと対応について透明性をもって白銅グループのホームページなどで定期的に報告・開示をします。

制定報告 2023年11月09日